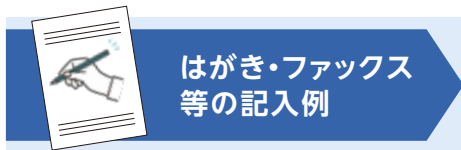


日=日時・期間 定=定員 費=費用 共=共催
場=会場・場所 内=内容 持=持ち物 申=申込・申請方法
対=対象 講=講師 主=主催 問=問合せ

📶 =オンライン開催 🖥️ =HPで詳しく

👶 …こども・教育 🏠 …高齢者・介護 ♿ …障害のある方 👤 …事業者の方 👥 …すべての方 🤝 …人材募集



講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

ピックアップ

新たな指定文化財2件が決定

区では、新たに指定文化財2件を決定しました。今回の指定で指定文化財は133件(登録文化財は55件)となります。

☎️ 区文化観光課文化資源係 (5273)4126



指定有形文化財(絵画)

太宗寺の無量寿経曼荼羅・阿弥陀経曼荼羅(新宿2-9-2、太宗寺内)

二幅一對の曼荼羅で、既に区指定有形文化財となっている同寺の観無量寿経曼荼羅とともに浄土三部経による曼荼羅です。画僧・古礪の筆と考えられ、経典の内容が生生きと描かれています(通常非公開)。



指定史跡

藤田嗣治(レオナール・フジタ)旧居跡

(高田馬場4-22-7、須田外科クリニック)

新宿で生まれ、国際的にも高い評価を得る画家・藤田嗣治(1886~1968年)が、昭和8年(1933年)~11年(1936年)に暮らしたアトリエ付住居の跡です。パリを中心に画業を成した藤田の、国内の数少ない制作拠点として貴重な史跡です(クリニック利用者以外の立ち入り不可)。

※当時の遺構はありません。

10月1日からの乳幼児・子ども・高校生等医療証を発送します



新しい医療証(右図・淡い緑色)を9月13日(金)に発送します。9月30日(月)までに届かない場合はご連絡ください。

対象・種類 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

- ▶未就学児…乳幼児医療証
- ▶小・中学生…子ども医療証
- ▶高校生等…高校生等医療証

有効期間 10月1日~令和7年9月30日(または乳幼児医療証は6歳、子ども医療証は15歳、高校生等医療証は18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)

助成内容 健康保険適用後の医療費自己負担分と食事療養標準負担額

※乳幼児・子ども・高校生等医療証を使用できず、医療機関等の窓口で保険診療費の自己負担分を支払った場合は、受診日の翌日から起算して5年以内に問合せ先または特別出張所へ助成申請してください。

☎️ 子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) (5273)4546



10月から児童手当制度が改正されます



現在、区で児童手当を受給している方は手続き不要です。新たに支給対象となる方は請求手続きをしてください。

※新たに支給対象となる可能性があるお父さんが属する世帯の世帯主の方へ請求書を発送しました。

改正内容 ▶所得制限の撤廃、▶支給対象を高校生相当の年齢までのお子さんに拡大、▶第3子以降の支給額増・カウント方法の変更、▶支払いを年6回(偶数月)へ変更

請求者 お子さんを養育する主な生計維持者(所得が高い方) ※公務員の方は、勤務先に請求してください。



申請期間 9月6日(金)~令和7年3月31日(必着)

※制度改正により新たに受給要件に該当することになった方は、期限までに提出した場合、令和6年10月分まで遡って児童手当を支給します。

請求方法 ▶郵送で届いた請求書に必要事項を記入の上、返信用封筒で請求する

▶問合せ先または特別出張所で手続きを行う

▶電子申請で請求する

※請求書は新宿区ホームページ(左上二次元コード)からも取り出せます。

☎️ 子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) (5273)4546